

令和5年11月吉日

保護者各位

宮本小学校 父母と教師の会  
会長 萩原 和弘

## P T A 保険加入について

向寒の候、皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
新型コロナウイルスが5類に移行したこともあり、P T A活動においてもさまざまな行事が増えつつあります。年度の途中ではありますが、P T A活動内の飲食を伴うイベントを行うことを見据え、飲食物補償のある賠償責任保険に加入いたしました。

保険の補償・概要を下記のとおりお知らせいたします。

### 「P T A 保険」

1. 加入保険名 施設所有（管理）者賠償責任保険
2. 加入会社 三井住友海上火災保険株式会社
3. 被保険者
  - ・宮本小学校父母と教師の会
  - ・P T A行事への参加が事前にP T Aより認められている方（ボランティアなど）
4. 補償範囲
  - \* P T A行事で提供する飲食物が原因となり、食中毒などの身体障害を引き起こした場合
  - \* P T A主催者の不注意または管理ミスにより、第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
5. 保険期間 令和5年11月24日から令和6年6月25日  
既に参加済のP T A保険（傷害・賠償）の保険期間と来年度以降、同じ期間に参加するため、このような保険期間としております。
6. 保険金及び保険料

補償限度額（身体・財物共通）		年間保険料
1名当たり	2億円	5,000円
1事故当たり	7億円	

※P T A保険は万一の事故に備えるためのものであり、今回もP T A会費より一括して保険料を納入しておりますので、新たに会員の皆さまに納入していただくことはございません。